

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年9月30日

【発行者の名称】

株式会社YAKホールディングス
(YAK Holdings Co.,Ltd)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 水神 怜良

【本店の所在の場所】

東京都台東区上野五丁目8番8号

【電話番号】

03-5817-8967

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 戴 勝男

【担当J-Adviserの名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 直樹

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当J-Adviserの財務状況が
公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社YAKホールディングス
<https://yak-hd.com>

株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第3期(中間)	第1期	第2期
決算年月	2025年6月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	1,312,910	2,129,344	2,125,725
経常利益 (千円)	31,240	155,120	280,550
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	14,165	104,979	196,867
中間包括利益又は包括利益 (千円)	14,257	105,149	196,815
純資産額 (千円)	766,106	555,033	751,849
総資産額 (千円)	2,541,896	2,150,265	3,190,958
1株当たり純資産額 (円)	1,716.18	1,243.35	1,684.25
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	31.73	313.93	441.01
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	30.1	25.8	23.6
自己資本利益率 (%)	1.9	24.9	30.1
株価収益率 (倍)	67.0	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△910,893	△135,637	1,227,227
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△25,451	△478,348	△322,605
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	40,278	502,873	40,698
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	396,495	347,241	1,292,562
従業員数 (名)	117	83	96
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔1〕	〔1〕	〔1〕

- (注) 1. 当社は、第3期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第1期及び第2期の中間連結財務諸表については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率は、第1期、第2期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第2期の連結財務諸表について南青山監査法人による監査を受けておりますが、第1期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第3期の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第128条第3項の規定に基づき、南青山監査法人の期中レビューを受けております。

7. 2024 年 10 月 19 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行いました。第 1 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
不動産事業	117〔1〕
合計	117〔1〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 当社グループは不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
16	35.0	1.1	4,723

(注) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や訪日観光客の増加などを背景に、個人消費が緩やかに持ち直し、全体としては回復基調で推移しました。一方で、物価の上昇や金利の先高観、国際情勢の不透明感など、景気の先行きには依然として不確実性が残る状況となっております。

このような情勢の中、当社の属する不動産業界では、都市部を中心とした住宅・投資用不動産の需要は底堅く推移したものの、建築コストの上昇や住宅ローン金利の上昇観測などを背景に、買い手の慎重姿勢や取引の選別化が進行しております。また、店舗・商業施設等の賃貸市場では、人流の回復やインバウンド需要の戻りにより、一部業種においてテナント需要が改善する動きも見られました。

こうした状況の下、当社グループにおきましては、グループ各事業領域において、仕入選別の精度向上や販売力・海外顧客への総合サービス提供の強化、管理業務の効率化推進などに取り組み、収益基盤の強化を図ってまいりました。特に都市部を中心とした需要を的確に捉えたサービス展開および既存顧客との関係深化が奏功し、安定した業績を確保することができました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は1,312,910千円、営業利益は37,623千円、経常利益は31,240千円、親会社株主に帰属する中間純利益は14,165千円となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは不動産事業の単一セグメントのため、セグメント別の業績は記載しておりません。

また、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は396,495千円（前連結会計年度末比896,067千円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、910,893千円の支出となりました。これは主に、販売用不動産の増加額175,534千円、預り金の減少額647,163千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、25,451千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出16,572千円、無形固定資産の取得による支出6,636千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、40,278千円の収入となりました。これは主に、長期借入れによる収入161,000千円、短期借入金の減少額24,906千円、長期借入金の返済による支出95,815千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは不動産事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
不動産事業	1,312,910	—
合計	1,312,910	—

(注) 1. 当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(％)
日比山株式会社	233,810	17.8

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年5月30日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しています。当社では、株式会社日本M&Aセンターを担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年3月29日に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の契約解除に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社が次のいずれかに該当する場合には、同社はJ-Adviser契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行うものとする。

- a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他、当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a)当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b)当社が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b)前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他、当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a)TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b)特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③cの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社化する株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等 次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の

実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。) 。

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の效果をもたす行為に係る決議又は決定。

⑩ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 反社会的勢力の関与

次の a から c のいずれかに該当する場合

- a 当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。
- b 同社が委託する専門機関による調査の結果、当社が反社会的勢力の関与を受けているとの疑いが生じたとき。
- c その他、当社が反社会的勢力の関与を受けている又は関与を受けている疑いがあると当社が認めたとき。

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 当社又は同社が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1 カ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約解除する場合、特段の事情のない限り、同社は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

総資産は2,541,896千円（前連結会計年度末比649,062千円減）となりました。流動資産は、1,562,576千円（前連結会計年度末比245,620千円減）となりました。主な変動要因は、販売用不動産600,685千円の増加、現金及び預金896,005千円の減少等によるものです。固定資産は、979,319千円（前連結会計年度末比403,442千円減）となりました。主な減少要因は、建物89,012千円、土地338,056千円がそれぞれ減少したこと等によるものです。

(負債)

総負債は1,775,789千円（前連結会計年度末比663,319千円減）となりました。流動負債は、1,109,838千円（前連結会計年度末比792,374千円減）となりました。主な減少要因は、1年内返済予定の長期借入金が63,163千円、未払法人税等が89,410千円及び預り金が647,163千円それぞれ減少したこと等によるものです。固定負債は、665,950千円（前連結会計年度末比129,054千円増）となりました。主な増加要因は、長期借入金が128,348千円増加したこと等によるものです。

(純資産)

純資産766,106千円（前連結会計年度末比14,257千円増）となりました。主な増加要因は利益剰余金が14,165千円増加したこと等によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間末において実施した設備投資等の総額は15,299千円であり、その主なものは、リース資産の取得（3,013千円）と社内システムの取得（6,636千円）であります。

当中間連結会計期間末において除却した設備投資等の総額は6,880千円であり、その主なものは、社内システムの除却（6,691千円）であります。

なお、重要な設備の売却等は該当ありません。

また、有形固定資産の一部について、賃貸から販売へ保有目的を変更したことに伴い、「建物及び構築物等」84,434千円及び「土地」340,716千円を「販売用不動産」425,151千円に振り替えております。

2【主要な設備の状況】

（1）発行者

該当事項はありません。

（2）子会社

2025年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員 (名)
			建物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
株式会社 YAK	本社事務所・店舗 (東京都台東区)	本社事務所・店舗	45,337	97,760 (75.93㎡)	143,098	67 〔1〕
	賃貸用不動産 (東京都足立区)	賃貸設備	33,790	48,776 (173.57㎡)	82,566	
株式会社 YAKディ ベロップ メント	賃貸用不動産 (東京都世田谷区)	賃貸設備	1,376	69,352 (80.42㎡)	70,728	9 〔1〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数の〔 〕は、平均臨時雇用者数を外書きしております。
3. 当社グループは不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額		資金 調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会 社YAKホ ールデ ィング ス	本社事務 所 (東京都 台東区)	新本社 屋ビル	800,000	482,588	銀行 融資	2024年 10月	2026年 12月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 当社グループは、不動産事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,980,000	1,484,300	495,700	495,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となっております。
計	1,980,000	1,484,300	495,700	495,700	—	—

(注) 中間連結会計期間末現在発行数及び公表日現在発行数には、自己保有株式である49,300株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
水神 怜良	千葉県木更津市	446,300	99.98
株式会社アールスペック	東京都荒川区	100	0.02
計	—	446,400	100.00

(注) 自己株式(49,300株)は、上記大株主より除外し、株式総数に対する所有株式数の割合より自己株式を控除して算出しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 49,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 446,400	4,464	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	495,700	—	—
総株主の議決権	—	4,464	—

② 【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社YAKホールディングス	東京都台東区上野 5-8-8	49,300	—	49,300	9.95
計	—	49,300	—	49,300	9.95

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(8) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	2,125
最低（円）	—	—	—	—	—	2,125

（注） 1． 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2． 当社株式は2025年6月20日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年 大蔵省令 第28号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、前中間連結会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の中間財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、南青山監査法人により期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応出来る体制を整備するため、監査法人等が開催するセミナーへの参加及び刊行物の定期購読等を行っております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024 年 12 月 31 日)		当中間連結会計期間 (2025 年 6 月 30 日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		1,372,790		476,785
売掛金		31,184		26,031
営業貸付金		55,780		57,705
未成工事支出金		—		74,752
販売用不動産	※ 1	263,385	※ 1	864,070
貯蔵品		2,609		2,153
前渡金		23,834		23,881
前払費用		29,468		28,362
その他		29,143		9,164
貸倒引当金		—		△331
流動資産合計		1,808,196		1,562,576
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	※ 1、2	192,007	※ 1、2	102,995
土地	※ 1	1,070,324	※ 1	732,267
建設仮勘定		15,015		15,015
その他(純額)	※ 2	7,584	※ 2	6,308
リース資産		—		3,013
有形固定資産合計		1,284,931		859,600
無形固定資産				
ソフトウェア		16,506		13,863
無形固定資産合計		16,506		13,863
投資その他の資産				
投資有価証券		2,952		3,126
差入保証金		8,968		8,913
長期前払費用		38,918		63,713
繰延税金資産		22,269		21,869
その他		8,215		8,233
投資その他の資産合計		81,323		105,856
固定資産合計		1,382,762		979,319
資産合計		3,190,958		2,541,896

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2025 年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,005	24,801
短期借入金 ※ 1	515,323	※ 1 490,417
1 年内返済予定の長期借入金 ※ 1	117,609	※ 1 54,445
未払金	117,997	130,760
未払費用	76,951	60,152
未払法人税等	101,596	12,186
未払消費税等	49,283	25,177
前受金	25,194	6,086
未成工事受入金	—	66,587
預り金	838,179	191,016
リース債務	—	557
賞与引当金	28,825	40,006
その他	7,245	7,643
流動負債合計	1,902,212	1,109,838
固定負債		
長期借入金 ※ 1	522,764	※ 1 651,112
長期未払金	14,132	12,081
リース債務	—	2,757
固定負債合計	536,896	665,950
負債合計	2,439,109	1,775,789
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	286,510	286,510
利益剰余金	450,903	465,069
自己株式	△35,499	△35,499
株主資本合計	751,914	766,079
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△64	26
その他の包括利益累計額合計	△64	26
純資産合計	751,849	766,106
負債純資産合計	3,190,958	2,541,896

②【中間連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

単位：千円

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
売上高	※ 1	1,312,910
売上原価		625,564
売上総利益		687,345
販売費及び一般管理費	※ 2	649,722
営業利益		37,623
営業外収益		
受取利息		467
受取配当金		79
受取賃貸料		13,247
補助金収入		1,500
雑収入		1,485
営業外収益合計		16,780
営業外費用		
支払利息		12,573
上場関連費用		8,000
賃貸費用		1,246
雑損失		1,343
営業外費用合計		23,163
経常利益		31,240
特別利益		
固定資産売却益	※ 3	27
特別利益合計		27
特別損失		
固定資産除却損	※ 4	6,880
特別損失合計		6,880
税金等調整前中間純利益		24,387
法人税、住民税及び事業税		9,882
法人税等調整額		339
法人税等合計		10,221
中間純利益		14,165
親会社株主に帰属する中間純利益		14,165

【中間連結包括利益計算書】

単位：千円

		当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益		14,165
その他の中間包括利益		
その他有価証券評価差額金		91
その他の中間包括利益合計	※	91
中間包括利益		14,257
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益		14,257

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益 累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	その他の 包括利益 累計額 合計	
当期首残高	50,000	286,510	450,903	△35,499	751,914	△64	△64	751,849
当中間期変動額								
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	14,165	—	14,165	91	91	14,257
株主資本以外の項目の 中間変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	14,165	—	14,165	91	91	14,257
当中間期末残高	50,000	286,510	465,069	△35,499	766,079	26	26	766,106

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

単位：千円

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	24,387
減価償却費	11,134
固定資産除却損	6,880
固定資産売却益	△27
受取利息及び受取配当金	△547
支払利息	12,573
補助金収入	△1,500
売上債権の増減額(△は増加)	2,681
未成工事支出金の増減額(△は増加)	△74,747
販売用不動産の増減額(△は増加)	△175,534
前渡金の増減額(△は増加)	9,107
仕入債務の増減額(△は減少)	795
未払金の増減額(△は減少)	12,782
未払費用の増減額(△は減少)	△16,798
前受金の増減額(△は減少)	△19,108
未成工事受入金(△は減少)	66,587
賞与引当金の増減額(△は減少)	11,180
貸倒引当金の増減額(△は減少)	331
預り金の増減額(△は減少)	△647,163
その他	△23,552
小計	△800,538
利息及び配当金の受取額	554
利息の支払額	△13,409
補助金の受取額	1,500
法人税等の支払額	△99,292
法人税等の還付額	292
営業活動によるキャッシュ・フロー	△910,893
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△60
有形固定資産の取得による支出	△16,572
無形固定資産の取得による支出	△6,636
有形固定資産の売却による収入	190
貸付けによる支出	△2,334
その他	△39
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,451
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△24,906
長期借入れによる収入	161,000
長期借入金の返済による支出	△95,815
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,278
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△896,067
現金及び現金同等物の期首残高	1,292,562
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 396,495

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数及び名称

5 社

株式会社 YAK

株式会社 YAK アセットマネジメント

株式会社 YAK ディベロップメント

株式会社ワイエーケーワールドローン

株式会社オークランドインターナショナル

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

a. 販売用不動産

個別法による原価法（連結貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b. 未成工事支出金

個別法による原価法

c. 貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 4～50年

建物附属設備 3～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① 売買再販事業

売買再販事業では、主に戸建て住宅、マンション等の中古住宅買取再生販売を行っております。不動産の売却は、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。取引の対価については、契約時に手付金、引渡時に残金を受領している場合があります。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。

② 不動産仲介事業

売買仲介及び賃貸仲介においては、顧客との契約に基づき不動産の売買及び賃貸を媒介する義務を負っております。売買仲介においては、履行義務は顧客との媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。また、賃貸仲介においては、履行義務は顧客との媒介契約により仲介した物件の賃貸借契約が成立した一時点で充足されるものであり、当該契約が成立した時点で収益を認識しております。

③ 建築工事事業

建築工事事業については、顧客とリフォーム等の工事請負契約を締結し当該契約に基づき建築工事を行う履行義務を負っております。当該取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りの方法は、コストに基づくインプット法（工事原価総額に対する発生原価の割合）を使用しております。なお、期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

不動産管理事業と貸金事業は連結売上高に占める割合が重要性に乏しいため記載しておりません。収益認識注記の収益の分解情報でもその他にまとめております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期の投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間の均等償却を行っており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(追加情報)

有形固定資産の一部について、賃貸から販売へ保有目的を変更したことに伴い、「建物及び構築物」84,434千円及び「土地」340,716千円を「販売用不動産」425,151千円に振り替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保に供されている資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
販売用不動産	219,011 千円	725,462 千円
建物	176,867	87,878
土地	1,069,635	731,579
計	1,465,514	1,544,919
担保付債務は、次のとおりであります。		

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
短期借入金	503,000 千円	445,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	86,481	26,437
長期借入金	410,898	555,084
計	1,000,379	1,026,522

※2 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
建物	34,773 千円	24,715 千円
その他	18,981	18,187
計	53,755	42,903

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
給与手当	208,343 千円
賞与	150,169
賞与引当金繰入額	40,006
貸倒引当金繰入額	331

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
工具器具備品	27 千円
計	27

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
車両運搬具	0 千円
ソフトウェア	6,880
計	6,880

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当中間連結会計期間 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期 間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	495,700	—	—	495,700
合計	495,700	—	—	495,700
自己株式				
普通株式	49,300	—	—	49,300
合計	49,300	—	—	49,300

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	476,785 千円
証券口座預け金(その他流動資産)	69
計	476,855
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△80,360
現金及び現金同等物	396,495

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、複合機であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金（1年内返済予定の長期未払金を除く）、未払法人税等、未払消費税等、預り金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2024 年 12 月 31 日）

	連結貸借対照 表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）営業貸付金	55,780	55,095	△684
（2）投資有価証券	1,822	1,822	—
資産計	57,602	56,917	△684
（1）長期借入金（1年内返済予定を含む）	640,373	639,608	△764
（2）長期未払金（1年内返済予定を含む）	18,289	18,063	△225
負債計	658,663	657,672	△990

（※1）市場価格のない株式等は、「（2）投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	1,130
出資金	2,820

当中間連結会計期間（2025 年 6 月 30 日）

	中間連結貸借対照 表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）営業貸付金	57,705	57,528	△177
（2）投資有価証券	1,996	1,996	—
資産計	59,702	59,524	△177
（1）長期借入金（1年内返済予定を含む）	705,558	702,501	△3,056
（2）長期未払金（1年内返済予定を含む）	16,219	16,099	△119
負債計	721,777	718,601	△3,176

（※1）市場価格のない株式等は、「（2）投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間（千円）
非上場株式	1,130
出資金	2,820

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	1,822	—	—	1,822
資産計	1,822	—	—	1,822

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	1,996	—	—	1,996
資産計	1,996	—	—	1,996

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金		55,095		55,095
資産計		55,095		55,095
長期借入金（1年内返済予定を含む）		639,608		639,608
長期未払金（1年内返済予定を含む）		18,063		18,063
負債計		657,672		657,672

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	—	57,528	—	57,528
資産計	—	57,528	—	57,528
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	702,501	—	702,501
長期未払金（1年内返済予定を含む）	—	16,099	—	16,099
負債計	—	718,601	—	718,601

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

営業貸付金

元利金の合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	1,822	1,921	△99
	小計	1,822	1,921	△99
合計		1,822	1,921	△99

(注) 1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,130千円)につきましては市場価額のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

区分	種類	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	1,996	1,942	53
	小計	1,996	1,942	53
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,996	1,942	53

(注) 1. 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額1,130千円)につきましては市場価額のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（2024年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（2025年6月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、東京都やその他の地域において、賃貸用建物、土地及び賃貸駐車場を所有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
中間連結貸借対照表計上額 (連結貸借対照表計上額)		
期首残高	595,933	627,141
期中増減額	31,208	△430,367
中間期末(期末)残高	627,141	196,773
中間期末(期末)時価	748,804	210,385

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 前連結会計年度の主な増加額は不動産の取得(43,347千円)であり、主な減少額は減価償却費の計上(10,446千円)であります。当中間連結会計期間の減少は保有目的の変更に伴う販売用不動産への振替(425,151千円)、減価償却費の計上(5,216千円)等であります。
3. 中間期末(期末)の時価は、固定資産税評価額等の指標に基づいて自社で算定した金額であります。

また、賃貸等不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
賃貸収益	58,235	9,714
賃貸費用	22,885	3,556
差額	35,350	6,158
その他(売却損益等)	36,556	—

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、不動産事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

(単位：千円)

	不動産事業			合計
	売買再販事業	不動産仲介事業	その他（注） 1	
顧客との契約から生じる収益	585,740	523,914	171,030	1,280,685
その他の収益（注） 2	—	—	32,224	32,224
外部顧客への売上高	585,740	523,914	203,255	1,312,910

（注） 1. 「その他」の区分は、不動産賃貸管理事業、貸金事業及び建築工事事業を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃料収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに
当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識する
と見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
契約負債(期首残高)	49,758	25,194
契約負債中間期末(期末)残高	25,194	72,673

(注) 契約負債は、収益を認識する顧客との契約について、契約に基づき顧客から受け取った前受金と未成工事受入金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当中間連結会計期間に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、不動産事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

相手先	売上高	関連するセグメント名
日比山株式会社	233,810	不動産事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

(単位：円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1 株当たり純資産額	1,716.18
1 株当たり中間純利益	31.73

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1 株当たり中間純利益	
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	14,165
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る 親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	14,165
普通株式の期中平均株式数 (株)	446,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年9月26日

株式会社YAKホールディングス
取締役会 御中

南青山監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士
業務執行社員

黛 基比古

代表社員 公認会計士
業務執行社員

原田 辰也

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社YAKホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社YAKホールディングス及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの一過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上